

長 建 協 発 第 9 9 号
平成 2 3 年 5 月 2 6 日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

福島第一原子力発電所から 2 0 キロメートル圏内における
作業に係る措置について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、福島第一原子力発電所から半径 2 0 km 圏内に設定された警戒区域への一時立ち入りにつきまして、別添 1 のとおり「警戒区域への一時立入許可基準」が示されているところであります。

つきましては、今般、福島第一原子力発電所から 2 0 km 圏内における災害応急対策に従事する者の放射線による健康障害を防止するための措置について、全建を通じ厚生労働省労働基準局安全衛生部長より別添のとおり通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。